

(1) テレビショッピングで買ったなら返品できなかった！

テレビショッピングで購入したネックレスが届いたが、テレビで見た時と見栄えが違うため返品を申し出たところ、断られたという相談がありました。

通信販売では、事業者が返品の可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。

テレビショッピングは、返品の可否など重要な事項の表示時間が短く、わかりにくいことがあります。印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」などをよく確認してから注文しましょう。

(2) 電話で脅されて現金を送ってしまった！

高齢者をねらった詐欺と思われる相談がありました。

A社から、ダイヤモンド購入を勧める封筒が届いたが、興味がないので放置していたところ、B社から「A社がダイヤモンドの購入権がある人に封筒を送っている。当社があなたの代わりに購入したいので、名前を貸してほしい」と言われ承諾した。後日、「代わりに購入したことが金融庁にばれたので、あなたが代金を支払わないといけな」と脅され、不審に思いながらも、500万円を送金した。その後、金融庁を名乗る人物から電話があり「B社とのやり取りがばれているので、金融庁に届けて再度購入しないといけな」と言われたため、怖くなり家族に打ち明けたとのこと。

「代わりに買って」「名義を貸して」「あなたの名前で」などと持ちかけてきますが、いったんお金を払ってしまうと取り戻すのは極めて困難です。うまい話には耳を貸さず、きっぱりと断りましょう。困ったときは大阪市消費者センターにご相談ください。

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

・消費生活相談専用電話：6614-0999

（大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）

・メール相談：大阪市消費者センターホームページから
「[メール相談](#)」にアクセス

・面談：大阪市消費者センター（予約不要）
その他の面談場所（要予約 6614-0999）
・天王寺サービスカウンター
・市民相談室(市役所1階)

地域講座をご利用ください。

約10名以上集まれば、無料でどこでも出張します。

地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員協議会、介護サービス事業所・町会等の会合で1時間程度の研修はいかがですか？

[地域講座についてのお問い合わせ](#)は、6614-7522

へお願いします。



メインキャラクター / エルちゃん